



鳥取県公報

令和5年6月16日（金）
第9507号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（308）（福祉監査指導課） 2
	土地改良区の定款の変更の認可（6件）（309～314）（農地・水保全課） 2
	保安林の指定の解除（315）（森林づくり推進課） 3
	指定納付受託者の変更の届出（316）（会計指導課） 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課） 4

告 示

鳥取県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	居宅療養管理指導	令和5年5月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	よなご薬局	米子市車尾四丁目14-15	介護予防居宅療養管理指導	令和5年5月31日

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を令和5年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を令和5年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を令和5年6月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を令和5年6月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を令和5年6月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を令和5年6月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字御崎川尻北3100の3・字東灘北3150の7・字上大灘東北3151の17・3151の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字御崎川尻北3100の3・字東灘北3150の7・字上大灘東北3151の17・3151の19（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、指定納付受託者から名称の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 届出のあった指定納付受託者

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

2 変更内容

変更する内容	変更前	変更後
名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ

3 変更年月日

令和5年7月1日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

新運転者管理システム端末等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和10年12月31日（日）まで

イ 借入物品の納入期限

令和5年12月25日（月）

ウ 借入物品の賃貸借及び保守期間

令和6年1月1日（月）から令和10年12月31日（日）まで（60月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ 借入物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有

するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録され、かつ、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年6月23日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 1の（2）の業務を履行できる者であること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年6月23日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和5年6月16日（金）から同月22日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月27日（木）午前10時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日（水）午後5

時とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室 (鳥取県警察本部庁舎 2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年7月7日(金)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal computer, integrated virtualization server etc. Hardware, maintenance, and documents, 1 set

- (2) July 7, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) July 27, 2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

July 26, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarter 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110